

2026流山市議会 議員研修会

学ぶ権利のこれまでとこれから

ー公益社団法人 社会教育協会100年の歴史を事例に取り上げながらー

はじめに

- 1 我々の信条としての社会教育
- 2 社会教育協会の発足
- 3 社会教育政策の形成
- 4 社会教育政策の変容
- 5 個人主義批判の源流
- 6 穂積重遠にとっての国家・社会・個人三位一体論

おわりに

引用文献一覧

2026年10月30日

荒井文昭（東京都立大学名誉教授、NPO法人多摩住民自治研究所理事長）

はじめに

・「学ぶ権利」というテーマについて

「学ぶ権利のこれまでとこれから」というテーマで、わたしなりに考えたことをお話させていただきます。

いきなりで恐縮ですが、まず山田洋次監督の映画『たそがれ清兵衛』（2002年）の話からさせてください。この映画の中には、つぎのようなセリフがあります。

「おとうはん。針しごと習って上手になれば、いつかは着物や浴衣がぬえるようになるだろ。だば、学問したら何の役、立つんだろ。」

学問は、針仕事のように役には立たないかものう。うーん。[間があく] 学問しえば、自分の頭で考えることができるようになる。考える力がつく。この先、世の中がどう変わっても、考える力をもっていれば、何とかして生きていくことができる」

戊辰戦争で官軍の鉄砲にあたって死んだ父親を思い出しながらその娘が語るこのセリフ、とくに「世の中がどう変わっても、考える力をもっていれば、何とかして生きていくことができる」ということばが、この映画を見て以来、わたしには妙にリアリティをもって響くことばとなりました。

その理由のひとつは、「学ぶ権利」の重要性を講義などでいくら語っても、現代を生きる青年たちの多くには届きにくくなっていることを、わたしが感じてきたからです。おそらく、それまで受けてきた学校などでの「勉強」体験が、「権利としての学び」というもののイメージを貧弱なものにしてしまっているのではないかとわたしは仮説を立てていたのです。そんな中でわたしには、『たそがれ清兵衛』の一場面にでてきたあのセリフ、世の中がどんなに先行き不透明でも、自分で「考える力」をもっていれば何とか生きていくことができる、というセリフが響いたのです。

学ぶことが基本的人権として、一人ひとりに実現されなければならない理由は何よりも、考える力を誰もが身につけられるようにするためだったのではないかと。日々の生活のなかで生じるさまざまな疑問が無視されるのではなく、その疑問に向きあうために立ち止まり、考え、話しあえるようにするためには、学ぶことが権利として支えられることがカギとなるだろう。私はこのように考えています。

・学習する権利としての「教育を受ける権利」

戦後になってはじめて、「教育を受ける権利」が基本的人権として、日本国憲法26条に規定されました。この日本国憲法により戦後日本では、社会教育の役割は学校教育とともに、教育を受ける権利を生涯にわたって住民一人ひとりに実現していくことにあるとされてきました。

そしてこの権利の意味するところが、「国民各自が、一個の人間として、また、一市民として、成長、発達し、自己の人格を完成、実現するために必要な学習をする固有の権利」であることが、1976（昭和51）年の最高裁判決で次のように示されてきました。

「憲法中教育そのものについて直接の定めをしている規定は憲法26条であるが、同条は、一項において、『すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。』と定め、二項において、『すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。』と定めている。この規定は、福祉国家の理念に基づき、国が積極的に教育に関する諸施設を設けて国民の利用に供する責務を負うことを明らかにするとともに、子どもに対する基礎的教育である普通教育の絶対的必要性にかんがみ、親に対し、その子女に普通教育を受けさせる義務を課し、かつ、その費用を国において負担すべきことを宣言したものであるが、この規定の背後には、国民各自が、一個の人間として、また、一市民として、成長、発達し、自己の人格を完成、実現するために必要な学習をする固有の権利を有すること、特に、みずから学習することのできない子どもは、その学習要求を充足するための教育を自己に施すことを大人一般に対して要求する権利を有するとの観念が存在していると考えられる。換言すれば、子どもの教育は、教育を施す者の支配的権能ではなく、何よりもまず、子どもの学習をする権利に対応し、その充足をはかりうる立場にある者の責務に属するものとしてとらえられているのである」(1976(昭和51)年5月21日 最高裁判所大法廷判決、<https://www.courts.go.jp/hanrei/search/index.html>)

ここに示されている通り、日本国憲法26条が規定している「教育を受ける権利」とは、「各自が、一個の人間として、また、一市民として、成長、発達し、自己の人格を完成、実現するために必要な学習をする固有の権利」であることが、最高裁判所大法廷判決のなかで示されてきました。「教育を受ける権利」とは、子どもだけではなく大人もみんなが、学習する権利をもっていることを意味しているのです。

・目的としての「人格の完成」と「平和的な国家と社会の形成者」

また、戦前の反省から戦後の教育では、教育の目的が、一人ひとりの独立した「人格の完成」と、「平和的な国家及び社会の形成者」に一人ひとりになっていくことにあることが、つぎのように示されました。

「教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」(1947年教育基本法1条)

1948(昭和21)年に国連で採択された世界人権宣言26条においても、教育の目的は「人格の完成」にあるとされましたが、この英語表記は「the full development of the human personality」となっています。直訳すれば、人間の個性を全面的に開花させていくこと、と訳すことができるでしょう。この人間個性の全面的な開花を、生涯にわたって一人ひとりが追求することを、教育目的としたのが戦後日本の教育でした。そしてまた、一人ひとりが学習することを通して「国家と社会の形成者」、すなわち主権者として生きることができるようになっていくことが、教育目的として掲げられました。

2006年に教育基本法が改定されましたが、「人格の完成」と「平和で民主的な国家及

び社会の形成者」が、教育目的とされていることに変わりはありませんでした。

みなさんは、学ぶ権利をどのようにイメージされているでしょうか。これまで、どんな学びの体験を重ねてこられたのでしょうか。学ぶことのイメージは、一人ひとりがこれまで体験してきたものによって影響を受けていると思います。わたし自身の学びのイメージもそうです。ですからそれを対象化させること、そしてその体験を交流することは、これから権利としての学びを自治体でどのようにして実現させていくのかに関わってくる、大事なプロセスだとわたしは思っています。

・社会教育協会100年の歴史から、流山市における教育の、現在と未来について考える

いずれにしても、流山市を含む自治体と国は、この憲法に規定された基本的人権としての学習権を、子どもを含む住民一人ひとりに保障していく責任を負っていることになっています。その責任は重いものですが、同時に現在を豊かにするためにも、そして未来にとっても重要なものとなります。

今回の研修では、昨年100周年を迎えた公益社団法人・社会教育協会の歴史をふり振り返りながら、学ぶ権利のこれまでとこれからについて、お話をさせていただきます。流山市の教育の、現在と未来を考えていくための材料のひとつに、加えていただけるとありがたいと思っています。

Ⅰ 我々の信条としての社会教育

今から84年前の1942（昭和17）年11月、文部省に設置されていた社会教育局が廃止されて教化局などに変わりました。この時、財団法人社会教育協会の役員であった穂積重遠と小松謙助らは、社会教育協会という名称を変えることを拒否しました。穂積は、“社会教育は単なる名称ではなく、我々の信条である”として、社会教育協会という名称を変えることを拒否したのです。

・我々の信条としての社会教育

「『社会嫌い』の風当たりが協会に対しても相当に強かった。即ち『社会教育協会』という会名を改めよと、当局から強引に勧告されたのであって、実は『会名しなければ』というおどし文句まで附いていたのである。我々は元来出来得る限り当局の意向方針に順応して仕事をする考えであって、好んで異を樹てることはしない積りだったが、これだけは小松君も私も一言の下に拒絶した。『社会教育』は我々には、名称だけではない、信条である。『教化』では我々が為さんと欲する所を顕揚し得ない。そこで我々は、文部省が『社会教育』を抛棄〔ほうきー引用者〕した今日千早の孤城を固守するは天下乃公〔てんかだいこうー引用者〕あるのみの意気込みを以て、当局の白眼視をも承知覚悟の上で『社会教育協会』の会名を護持し通したのである」（穂積重遠「社会教育の護持と復活」『国民』11月号、1959年、6頁から7頁）

この文章は、『国民』1959（昭和34）年11月号に再掲された、穂積重遠「社会教育の護持と復活」からの引用です。ここに示されているとおり、穂積らは、社会教育は我々の信条であるとして、社会教育協会の会名を「教化」に変えることを拒否しました。社会教育協会という名称が100年間も続いてきた背景には、ここに記されているとおり、穂積らがこの名前にこだわってきたことがあげられます。

なお、穂積が「昭和20年8月15日を境界として日本のすべてが正反対に逆転したにつれて、『社会教育』ならでは今日今後の日本を如何せんと、文部省は手の裏返す如く『教学局』を廃止して『社会教育局』を復活した。我々たるもの20年の苦節を顧みて、破顔一笑せざるを得ないではないか」（同上、7頁）と書いていることを考えれば、穂積のこの原稿は、1945（昭和20）年11月から1946（昭和21）年頃までのあいだに、執筆されたものと思われます。ここに指摘されているとおり、社会教育局は1945（昭和20）年10月13日に文部省内に復活されていました。これは、社会教育協会が創立された1925（大正14）年11月からすれば20年後のことでした。1942（昭和17）年11月に社会教育局が廃止されて教化局、そして教学局に再編されてからは、約3年後のことでした。

2 社会教育協会の発足

・協会の発足と設立趣意書

今から100年余り前の1925（大正14）年11月に発足した社会教育協会の設立趣意書には、社会教育の必要性が次のように書かれていました。

「我が国家・社会の将来は、今日の青少年諸氏の双肩に懸かって居ります。彼等の知能の深淺、人格の高下は、直ちに国家の運命を決定するものと云わねばなりません。文部省に於ても、之に鑑み、鋭意努力するところあり、その結果、社会教育は理論の時期より実行の域に進んで参りました。即ち、社会教育は、之を『如何にすべきか』の境から、成人や青年を『如何に導くべきか』に転じたのであります。

さりながら社会教育の完成は決して政府当局の手にのみ俟つべきものでなく、苟くも[いやしくも—引用者] 国家社会の前途を念とする者の、等しく寄与せねばならぬ問題であると思います。社会教育協会は、斯かる[かかる—引用者] 当面の要求に促されて設立されたのであります」（我が協会の使命:設立趣意書、1925（大正14）年11月）

社会教育協会関係者はここに示されている通り、中等教育機関に通わない青少年が多数であった時代に、社会教育の重要性を訴え、そしてそれを、官だけからではなく民からも広げなければならないという意識をいだいていたのでした。社会教育協会が発足した1925（大正14）年当時、第2回国勢調査によれば人口は59,736,822人でしたが、この年の中等教育機関への進学率は17.1%にとどまっていました（男性19.8、女性14.1＝小学校卒業者で、旧制中学、高等女学校、実業学校/甲、師範学校に進学した割合。文部省『日本の成長と教育—教育の展開と経済の発達—』1962年、39頁）。

・関東大震災を契機とした実践

穂積がこの社会教育協会の創立に関わった経緯については、次のように書かれています。

「当時日本では『社会』という観念が一般にはまだ極めて薄かった。教育と謂えば『学校教育』であり、救済は『慈善事業』であった。そこでまだ若かりし留学生の私は、西洋諸国の『社会教育』と『社会事業』とに目をみはり心をおどらせたものである。(中略)大正5年の春帰朝したのであるが、何分にもまだ駆け出しの学校教師のことだつたから、講演等で土産話をしたことはあるが、実行運動に乗出すことは遠慮をしていた。そこへ突発したのが大正12年の大震災であって、その一大事に直面して社会教育の欠陥と社会事業の不足とをしみじみと思い当たったので、それ以来社会教育に手を染め社会事業に足を入れることになったのである。社会事業の方の事は略するが、社会教育運動としては小松謙助君と共に財団法人社会教育協会を創立したのであって、それが大正14年11月16日であった」(穂積1959年、5頁)

この記述によれば、穂積は留学体験時に社会教育と社会事業の必要性を見聞し、関東大震災を契機に実践をはじめています。穂積重遠[1883(明治16)年4月生まれ]は、30歳から3年余り留学を体験しています。1912(大正1)年10月からボンとベルリン、1914(大正3)年6月からパリに留学。そして1914(大正3)年8月からは、ロンドンに1年半余り。そして1916(大正5)年2月にアメリカを経て帰国し、同年4月からは東京大学教授に着任しています。

また穂積は1933(昭和8)年からは、1924(大正13)年6月に設立された東京帝国大学セツルメントの責任者を、末広巖太郎から引きついでいます。

このように、1923(大正12)年の関東大震災を契機に、穂積は社会教育と社会事業の活動に取り組んだのでした。

3 社会教育政策の形成

・「通俗教育」から「社会教育」へ

社会教育協会が発足した1925(大正14)年当時、文部省のなかでは次のように、社会教育の政策が形成されようとしていました。

「当時文部省でも同様の着想で、社会教育課を設けやがてそれが社会教育局に昇格するという時勢であったが、我々の会の名前は私が当初から考えていた所であって、当局の指図によったのではなく、その後『社会教育会』という同目的の会も出来たが、ともかくも我国で『社会教育』と銘打った私設の団体は、本会が元祖ではなかったらうかと思う」(穂積1959年、5頁から6頁)

「通俗教育」が文部省のなかに行政組織として位置づけられたのは、1885(明治18)年12月、学務局第三課が「師範学校小学校幼稚園及通俗教育ニ係ル事」を処理する、と

定められてからでした。

通俗教育をめぐる政策はその後、15年余りたった1911（明治44）年から動き出します。すなわち、1911（明治44）年5月17日に通俗教育調査委員会が設置され、同年10月10日「通俗図書審査規程」、「幻灯映画及活動写真フィルム審査規程」が決められました。さらに、1913（大正2）年6月13日には、普通学務局第三課が通俗教育・教育会に加えて、それまで図書局第四課で扱っていた図書館・博物館も合わせて事務を扱うようになり、ここに社会教育に関する行政事務が一体化されるようになりました。

そして1921（大正10）年6月に文部省官制の改正がおこなわれ、普通学務局の主管事項で「通俗教育」が「社会教育」と改称されました。さらに、1924（大正13）年12月の文部省分課規程の改正では、普通学務局に社会教育課が設置されました（文部省 学制百年史編集委員会「学制百年史」https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317552.htm、2025/07/18現在）。

社会教育協会が設置された1925（大正14）年11月当時、このように文部省も社会教育の政策を展開させようとしていたのです。

なお、1929（昭和4）年7月には青年団などの所管が文部省に一元化され、社会教育課は社会教育局へと格上げされました。

4 社会教育政策の変容

・「社会」ということばの苦難

以上のような文部省の社会教育政策はしかし、すぐに社会教育協会で穂積らがめざす方向と緊張関係が生じることとなりました。穂積はつぎのように記述しています。

「昭和になってから『社会』という言葉がエラク毛嫌いされ出した。社会事業についても、そのための一省が出来るという情勢になりながら、その省名の初めの案の『社会省』に横槍が出て『厚生省』ということになり、随って[したがって—引用者]『社会事業』も『厚生事業』と呼び替えられることになったのであって、『厚生』という文字も使い慣れれば万更悪くもないが、何故『社会』ではいけないかということが結局私には納得が行かなかった。他方『社会教育』の名も嫌われ出して、これは名前だけのせいではなかったらうと思うが、折角の文部省社会教育局が廃止されて『教学』とか『教化』とかいう名前に包含されることになってしまった」（穂積1959年、6頁）

ここにあるとおり、1938（昭和13）年1月には、内務省から衛生局と社会局が分離され厚生省が設置されました。また1942（昭和17）年11月に文部省内では、社会教育局が宗教局などと統合されて、教化局が設置されたのです（1943年2月からはさらに、この教化局は図書局と統合されて教学局に再編されました）。

・国体明徴決議

社会ということばを忌避するこの流れは、社会教育協会が発足する前から、平行して動

いていたものではありません。すなわち、関東大震災が起こった1923（大正12）年9月1日から2ヶ月余りあとの11月10日、「国民精神作興に関する詔書」が出されていたのです。これは、第1次大戦後の個人主義や民主主義の風潮，社会主義の台頭に対処し，関東大震災後の社会的混乱鎮静のために出されたとされています。その内容は教育勅語の流れをくみ，軽佻浮薄を戒め，質実剛健，醇厚中正を強調して，以後は国体観念と国民道徳を鼓吹する国民運動をうながしていくこととなっていました。

1929（昭和4）年8月には、小橋一太文相が国民精神作興運動強化を計画し、1929（昭和4）年9月から1930（昭和5）年4月頃まで、国体観念を明徴にして国民精神を作興しようとする教化総動員運動を呼びかけました。さらに、1931（昭和6）年6月には、学生思想問題調査委員会が設置され、これを契機として1932（昭和7）年8月には国民精神文化研究所が設置されています。明治以降とくに知識人に広がった個人主義・自由主義などの西洋近代思想を批判する、国民運動が組織されようとしていたのです（山住正己『教育勅語』朝日新聞社、1980年）。

さらに1935（昭和10）年2月、貴族院の菊池健夫が美濃部達吉の学説を公然と批判してからは、同年3月22日に衆議院で国体明徴決議があげられました。そして政府も8月と10月それぞれに、国体明徴に関する政府声明を発表することとなったのです。天皇機関説を政府が批判して、国体明徴を政府の方針とすることを宣言したのでした。

このように、社会教育協会が1925（大正14）年に創立され、1929（昭和4）年には文部省内にも社会教育局が設置されたこの時期は、同時に国民精神作興に関する詔書が1923（大正12）年に出され、社会教育の理念をめくり揺れ動き、社会教育政策が変容していくはじまりの時代でもあったのです。

5 個人主義批判の源流

・文部省『国体の本義』発行

1935（昭和10）年の11月に設置された「教学刷新評議会」は、翌年1936（昭和11）年10月に「教学刷新ニ関スル答申」を発表しています。このなかでは教学刷新の実施方針として、「我が国ニ於テハ祭祀ト政治ト教学トハ、ソノ根本ニ於テ一体不可分ニシテ三者相離レザルヲ以テ本旨トス」ることや、「明治以来我が国民特ニ知識階級ノ思想・学問ノ中ニ侵透セル西洋近代思想ノ基本タル個人主義・自由主義・権力主義・主知主義・観念論及ビ唯物論等ノ本質ヲ明瞭ニシ、ソノ影響ヲ受ケタル諸方面ノ実状ヲ批判シ、単ナル形式的国体思想ノ唱道ニ陥ルコトヲ避ケザルベカラズ」ことが、政策としてつぎつぎに具体化されていきました。

そして1937（昭和12）年3月30日に発行された文部省『国体の本義』では、「個人主義」に対する批判が、つぎのように展開されました。

「我が国の教育は、明治天皇が『教育ニ関スル勅語』に訓へ〔おしえ—引用者〕給うた如く、一に我が国体に則とり、肇国〔ちょうこく—引用者〕の御精神を奉体して、皇運を扶翼するをその精神とする。従つて個人主義教育学の唱へる自我の実現、人格の完成といふ

が如き、単なる個人の発展完成のみを目的とするものとは、全くその本質を異にする」(文部省『国体の本義』1937年、121頁)

このように、個人主義批判、「人格の完成」批判が、国体論をもとに展開されたのです。社会教育協会が創立された1925年は、国体明徴運動が急速に拡大していく社会情勢でもありました。そしてその根拠とされたのが、1890(明治23)年10月30日に発表された教育勅語だったのです。この勅語の冒頭は、つぎのようにはじめられていました。

「朕惟フニ我力皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ我力臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我力國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス」

国体明徴決議は、この教育勅語を根拠にしながらその約45年後の1935(昭和10)年にあげられたものでしたが、この教育勅語には前史があります。教育勅語の内容に影響を与えた元田永孚が起草して、教育勅語の11年前1879(明治12)年に発表された「教学聖旨」がそれです。元田はこの教学聖旨のなかでも祭政一致の立場に立ち、仁義忠孝を本として知識才芸を末としていました。そして、洋風を競い智識才芸にはしる傾向を批判し、仁義忠孝の精神育成を中心にすえた徳育が日本における教育の基本になるべきことを強調しました。西洋文化は、あくまでも「醇化」すべき対象としていたのです(山住、前掲書、24頁)。

以後、教育は翼賛体制に組み込まれていきました。すなわち、1938(昭和13)年には国家総動員法が公布され、1941(昭和16)年に文部省からは『臣民の道』が発行されました。1943(昭和18)年9月にはまた、部落会町内会等整備要領(内務省訓令)の改定により、町内会組織も「市町村の補助的下部組織」とされていったのです。

社会教育協会の名称をめぐる分岐点となった1942(昭和17)年は、このような社会状況にありました。

6 穂積重遠にとっての国家・社会・個人三位一体論

・国家主義と個人主義の分裂を越えようとした穂積

穂積は、冒頭で引用した文章の中で、「国家と個人と社会との相関関係が徹底していなかった」ことについて、つぎのように記しています。

「従来の考え方の根本欠点は、国家と個人と社会との相関関係が徹底していなかったことである。国家は個人の社会であるという十分な認識がなかった。その認識がないものだから、折角骨折って結び附けた積りの国家と個人とが遊離して、誤まれる国家主義と個人主義とに分裂し他方極端な社会主義にも走ったのである。即ち国家と社会と個人とは三位一体であっていずれに偏すべきでもないが、従来の欠陥が或は国家に固まり或は個人に専らであったことに存したのであるから、新日本の新教育は主として社会を中心として考えた

い。個人が社会を造り、社会が個人を造り、しかして個人から成る大小の社会の中最も自然にして最も歴史的なもの、随って〔したがって―引用者〕最も有力にして最も必至なものが即ち国家であること、しかし又国家だけが人間の社会ではなく、更に世界あり、一家あり、地域団体あり、目的団体があつて、大小重複数段階を成すこと、それを各人が十分に認識体得せずしては、真に自由にして所謂民主的な国家社会は出現成就しないのである」(穂積1959年、8頁から9頁)

大正から昭和になって、日本では「社会」が毛嫌いされていったことについての、穂積の認識についてはすでにふれてきました。穂積は、三位一体であるべき国家・社会・個人が、これまでの日本では国家主義と個人主義に分裂してしまった、ととらえていたのです。そして穂積は、「新日本の新教育は主として社会を中心」にすべきととらえ、大小複数の社会が重なりあつて構成されていることを「各人が十分に認識体得」することを、追求しようとしていたのです。

このことはまさに、一人ひとりが「人格の完成」を追求しながら、「平和で民主的な国家及び社会の形成者」になっていくことを教育目的として規定した、教育基本法1条の理念と重なると言えるものでしょう。「国家と社会と個人は三位一体」という穂積の意識は、個人が社会をつくり、そうしてつくられた社会が重層的なものになることによって「真に自由にして所謂民主的な国家社会」を構成するというものでした。

おわりに

・教育目的としての「人格の完成」と「平和で民主的な国家及び社会の形成者」

国家主義と個人主義の分裂は現代においても、明治から続いている未解決の課題となっているというべきでしょう。個人による社会と国家の形成をめぐる葛藤、すなわち一人ひとりが、社会と国家をつくっていく主体にならなければ、社会も国家も危ういものにとどまるという危機感。このことを意識して、穂積らは「教化では、我々の信条としての社会教育を成し遂げられない」と、社会教育協会の改名を拒否してきたのではないのでしょうか。

1947(昭和22)年3月31日に公布され、そして2006(平成18)年12月22日に改定された教育基本法1条には、現在の教育目的が「人格の完成」にあり、また同時に「平和で民主的な国家及び社会の形成者」にあることが規定されています。戦後80年のあいだ、一人ひとりが独立した人格として生涯にわたってその完成を追求し続けること、そして一人ひとりが社会と国家の形成者になっていくことは、教育の目的としてこのように規定され続けています。

しかし、教育目的としての「人格の完成」と「平和で民主的な国家及び社会の形成者」とを、一人ひとりがどのようにイメージするのかによって、その教育目的の意味は大きく異なってきます。その点では、穂積らが向き合い続けた、国家主義と個人主義の分裂をめぐる課題は、現在においてもなお未解決な課題として存在しているのです。

「教育を受ける権利」(日本国憲法26条)は、1976(昭和51)年最高裁判所大法廷判決のことばを引用すれば、「国民各自が、一個の人間として、また、一市民として、成長、

発達し、自己の人格を完成、実現するために必要な学習をする固有の権利を有する」ことを意味しています。したがって学校教育においても社会教育においても、一人ひとりが一個の独立した人格の完成をめざして、生涯にわたって学び続けることが、基本的人権としての「教育を受ける権利」であると同時に、この一人ひとりが自分の人格の完成をめざして生涯学び続けることが、国家と社会の形成者になっていくこととつながっていることもまた、「教育を受ける権利」は意味しているのです。この両方の教育目的が分裂ではなく、しっかりと結びつくためには、歴史に真摯に向き合い続けながら、これからの100年も、“我々の心情としての社会教育”が意味することを考え、実践し続けることが必要なのではないでしょうか。

冒頭で紹介した映画『たそがれ清兵衛』のセリフ、「世の中がどう変わっても、考える力をもっていれば、何とかして生きていくことができる」とは、まさに学習する権利を言い表していると私はとらえています。

・教育機関を教育委員会が管轄していることの意味

自治体に設置されている学校、公民館、図書館、博物館などは、公共施設である以上に教育機関として位置づけられています。そして「不当な支配」を受けることがないように、教育機関は首長部局ではなく、教育委員会が管轄することになっています。しかしこれらの教育機関は現在、少なくない自治体では公共施設再編政策のなかで他の公共施設といっしょにされて、統廃合、首長部局への移管、指定管理制度の導入などがすすめられてしまっています。

住民一人ひとりの学習する権利（日本国憲法26条、及び国際人権A規約13条）は、自治体と国が責任を分担しあって支えていくことになっています。多くの自治体では人口減少により自治体財政が厳しくなっているのは事実ですが、その中であって問われるべきことは、限られた財政のもとでも、住民にとって身近な施設と信頼できる職員をなんとか配置していく知恵を出しあうことです。

学校や公民館、図書館、博物館、美術館なども自治体が設置するものは公共施設にあたりますが、これらの施設は法律によってつぎのように、「教育機関」として位置づけられています。

（教育機関の設置）

「地方公共団体は、法律で定めるところにより、学校、図書館、博物館、公民館その他の教育機関を設置するほか、条例で、教育に関する専門的、技術的事項の研究又は教育関係職員の研修、保健若しくは福利厚生に関する施設その他の必要な教育機関を設置することができる」（地方教育行政の組織及び運営に関する法律30条）

そして、これら教育機関で働く教育職員を所管するのは、首長ではなく教育委員会ではないことがつぎのように規定されています。

（教育機関の職員の任命）

「教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の校長、園長、教員、事務職員、技術

職員その他の職員は、この法律に特別の定めがある場合を除き、教育委員会が任命する」
(同法34条)

教育委員会の職務権限は1948(昭和23)年に教育委員会法が制定された当時、当該自治体の教育にかかわる教育事務についてはほぼ網羅されるものとなっていました。今から70年前の1956(昭和31)年法改定によって、教育予算に関する権限が削除されて首長に移され、また近年は、特例として条例をつくれば、社会教育機関を首長部局に移管できるようになりました(地教行法23条)。しかしそれでも、教育委員会には教育に関わる網羅的な職務権限が現在も同法21条にリストされているのです。

さらに同法1条の三の第3項にはわざわざ、教育委員会が管轄する同法21条にリストされた事務を、市長に対して「管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない」ことまでが書き込まれています。

このように教育に関する事務が、首長や議会ではなく、教育委員会に託された理由は、「教育が不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきであるという自覚のもとに、公正な民意により、地方の実情に即した教育行政を行うため」でした(1948年教育委員会法1条)。

・自治体に問われる教育大綱づくり

2006(平成18)年の教育基本法改定によって、「教育振興基本計画」を策定することが国と自治体に求められるようになりました。ただし、政府にその策定が義務づけられたこの基本計画は、自治体にとっては「参酌」基準となっています(教育基本法17条2項)。参酌基準とは、参照することは義務づけられるが政府の計画に拘束されるものではなく、何を取捨選択するかは各自治体にゆだねられていることが、これまで総務省作成資料でも示されています(2009年10月7日の地方分権推進委員会で配布された、総務省作成資料など)。

2014(平成26)年に地教行法が改定されてからは、総合教育会議の設置と教育大綱の策定がすべての自治体に義務づけられ、現在は首長と教育委員会は同じ執行機関どうしとして、総合教育会議において協議するだけではなく、それぞれの権限を「調整」することが重要な役割になっています(詳しくは、2014(平成26)年7月17日の文科省通知を参照)。そのまちの住民が、生涯にわたって自由に学習することができるための条件整備の役割と責任が、各自治体に問われているのです。財政的な困難さが増していればなおさら、限られた財源の中で、住民の学ぶ権利をいかにして実現させていくのかが、各自治体に問われます。限られた財政状況下においても知恵を出しあいながら、権利としての学びを持続させていくことは、希望につながります。

2015(平成27)年からは選挙権年齢が日本でも18歳に引き下げられました。小中学校では「総合」学習、高校では「探究」学習の取り組みも広がっています。理不尽なことに対しては黙っていないで声をあげるための学びや経験は、自治的な活動が厳しい現状においても着実に蓄積されてきています。これらの学びと経験を大事にしていくことこそが、つぎの民主主義の時代をつくっていくとわたしは信じています。

・戦前の歴史を忘れない

1929（昭和4）年に設置された文部省社会教育局は、ファシズム体制下の1942（昭和17）年11月に教化局などに再編された歴史を私たちはもっています。戦後直後の1945（昭和20）年11月に、社会教育局は文部省内に復活しましたが、現在は再び社会教育局がなくなっています。戦後の社会教育局は1988（昭和63）年に文部省の筆頭局として生涯学習局に再編された後、2001（平成13）年には生涯学習政策局に、さらに2018（昭和30）年には総合教育政策局に改組されました。この時に、それまで局内に残されていた社会教育課も消滅してしまいました。現在は、生涯学習推進課と地域学習推進課という課が残されているだけになっています。小学校なども戦前、1941（昭和16）年から国民学校に変更されました。教育の変質は、民主主義の変質と並行して起こってきた歴史を、私たちは忘れてはいけません。

さらにさかのぼれば、西欧文化が流入した明治初期、日本文化の復古をめざす動きが1879（明治12）年の教学聖旨として顕在化した歴史を、私たちはもっています。仁義忠孝を土台としながら、西洋文化を「醇化」させていく日本固有の教育を求めた流れはその後、1890（明治23）年の教育勅語につながり、その影響力は1948（昭和23）年まで続いたことを、私たちは忘れてはならないでしょう。

現在も教育委員会制度は執行機関として残されていますが、「不当な支配」に服さない教育のあり方、「公正な民意」によって運営される教育機関の管理運営のあり方が明らかになっているわけではありません。教育実践の自律性を支えることのできる民主主義を、私たちの足もとからつくっていく取り組みが求められています（この点については、荒井文昭『教育の自律性と教育政治—学びを支える民主主義のかたち』大月書店、2021年を参照願います）。

引用文献一覧

- ・公益財団法人 社会教育協会『社会教育協会100年史－1925-2025－』2025年11月。
- ・穂積重遠「社会教育の護持と復活」『国民』1959年11月号。
- ・大串隆吉『日本社会教育史と生涯学習』エイデル研究所、1998年。大串隆吉、田所祐史『日本社会教育史』有信堂高文社、2021年ほか。
- ・山住正己『教育勅語』朝日新聞社、1980年。
- ・荒井文昭『教育の自律性と教育政治―学びを支える民主主義のかたち―』大月書店、2021年。
- ・最高裁判所大法廷「建造物侵入、暴力行為等処罰に関する法律違反」事件判決、1976（昭和51）年5月21日
（<https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-57016.pdf>、2026/09/23現在）。
- ・文部科学省HP「文部省局課変遷表」
（https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1318179.htm、2024/09/15現在）。
- ・文部省学制百年史編集委員会「学制百年史」
（https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317552.htm、2025/07/18現在）。
- ・文部科学省「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について（通知）」2014（平成26）年7月17日
（https://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/__icsFiles/afieldfile/2015/02/05/1349283_07_2.pdf、2026/09/23現在）。